

制度内容のお間違えないように！

★**住宅の応急修理制度**と被災者生活再建支援金【**補修**】は、
目的、内容が異なりますので、ご留意いただき、不明な点は、それぞれの担当課にご確認ください。

	■住宅の応急修理制度 (担当課：土木建設課) TEL72－3921	■被災者生活再建支援金 (担当課：住民窓口課) TEL72－3132	
		加算支援金【補修】	基礎支援金
対象世帯	罹災証明書が必要 ①全壊 (ただし、修理を行い住み続けることが可能な場合に限る。) ②大規模半壊 ③中規模半壊 ④半壊 ⑤準半壊 ※一部損壊は対象外	罹災証明書が必要 ①全壊(解体世帯含む) ②大規模半壊 ③中規模半壊 ④半壊 ※準半壊・一部損壊は対象外	罹災証明書が必要 ①全壊(解体世帯含む) ②大規模半壊 ③中規模半壊 ④半壊 ⑤準半壊 ⑥一部損壊
対象工事の範囲	◆住家が対象 (空き家、納屋、蔵、駐車場、その他外構部などは対象外。) 屋根、壁(外壁、内壁)、床、ドアの開口部の補修、トイレなどの衛生設備、上下水道管の補修などで、日常生活に欠くことのできない部分。 ※畳のみの交換、壁紙の交換、家電製品は対象外。また、各仕様のグレードアップも対象外。 ※その他詳細な可否については、担当課にて確認してください。	◆住家が対象 (空き家、納屋、蔵、駐車場、その他外構部などは対象外。) 住家を再建するために必要となるもの ※その他詳細な可否については、担当課にて確認してください。	なし
費用限度額 (1世帯あたり)	・全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊まで：706,000円 ・準半壊：343,000円 ※それぞれの限度額までの修理については、町と修理業者が契約を交わし、直接、支払いまで行う。 ただし、限度額を超える修理額については、自己負担となる。 また、この場合、生活再建支援金との併用は可能であるが、契約は別となるので、注意すること。	【一律、下記該当の定額金額を支給】 ①全壊(解体世帯含む)：(複数世帯) 1,000,000円 (単数世帯) 750,000円 ②大規模半壊：(複数世帯) 1,000,000円 (単数世帯) 750,000円 ③中規模半壊：(複数世帯) 500,000円 (単数世帯) 375,000円 ④半壊：(複数世帯) 500,000円 (単数世帯) 375,000円 ※準半壊・一部損壊は対象外	【一律、下記該当の定額金額を支給】 ①全壊(解体世帯含む)：(複数世帯) 1,000,000円 (単数世帯) 750,000円 ②大規模半壊：(複数世帯) 500,000円 (単数世帯) 375,000円 ③中規模半壊：(複数世帯) 200,000円 (単数世帯) 150,000円 ④半壊：(複数世帯) 200,000円 (単数世帯) 150,000円 ⑤準半壊：(複数世帯) 100,000円 (単数世帯) 75,000円 ⑥一部損壊：(複数世帯) 20,000円 (単数世帯) 15,000円
申請方法	(1)被災者が修理業者を自ら探していただき、見積書の作成を依頼。見積書が完成したら、町土木建設課まで提出。 (2)申請が完了したら、町と修理業者の間で請書を交わす。 (3)修理業者の工事完了後、修理業者が工事完了報告書を提出。 町は修理費用の確定を行い、修理業者が町に請求書の提出を行い、町から修理業者に支払いを行う。	(1)被災者が業者に修理を依頼し、契約書を作成していただく。 (2)必要書類を持参の上、役場で申請する。 【必要書類】 ①罹災証明書 ②世帯主の通帳 ③住民票(世帯主のマイナンバーカードでも可) ④来庁者の本人確認書類⑤契約書等 ※契約を締結しない場合は、「見積書+領収書」「請求書+領収書」「注文書+注文請書」等があれば可能 (3)書類の審査後、被災世帯主の口座に国または町から支払われるので、被災者が直接業者に支払う。	(1)必要書類を持参の上、役場で申請する。 【必要書類】 ①罹災証明書②世帯主の通帳③住民票(世帯主のマイナンバーカードでも可)④来庁者の本人確認書類 (2)書類の審査後、被災世帯主の口座に国または町から支払われる。 ※基礎支援金の使用用途は問わない。
実施期限	令和6年12月31日までに工事を完了。 ※期限延長については、国が決定する。	令和9年1月31日まで ※期限延長については、国が決定する。	令和7年1月31日まで ※期限延長については、国が決定する。
その他	※この制度利用の利用にあたっては、被災箇所・修理が分かる写真が必要となるので、必ず写真を撮影しておいてください。 ※この制度については、修理費用(限度額範囲内)を町が業者に支払う制度となっているため、既に修理費用を支払ってしまったものは対象外となるのでご注意ください。	※申請及び支払いは、被災世帯の世帯主 ※写真は不要	